

船舶国籍証書検認の必要書類

- 1．船舶国籍証書の写し
 - 2．船舶国籍証書検認用委任状
（共有船の場合は船舶管理人のもの）
 - 3．船舶登記簿謄本
 - 4．会社の登記簿謄本
（共有船の場合は全社、ただし鉄道・運輸機構は除く。）
 - 5．取締役2 / 3以上の住民票（代表取締役は必ず含めること）
（共有船の場合は全社、ただし鉄道・運輸機構は除く。）
-
- ・なお、5,000G/T 未満の実船検認対象船の場合は、船籍港からの資料の取寄せに時間を要する為、受検日の10日前位までには、上記必要書類を送付頂きますようお願い致します。
 - ・上記必要書類2、3、4、5はいずれも作成後3ヶ月以内のものをご準備お願い致します。